

米子市地域防災計画（原子力災害対策編を除く）修正案 新旧対照表 （令和3年度改正）

※ 軽易な文字・文言修正や、図表内の数字等の更新(時点修正)は、掲載を省略

項 目	修 正 案	修 正 前																												
P. 1 <共通対策計画> 第1章総則 第2節目的	<p>第 2 節 計画の性格</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき米子市防災会議が作成する「米子市地域防災計画」である。米子市地域防災計画は、<u>第3節で規定する計画と</u>「資料・様式編」からなる。</p> <p>なお「原子力災害対策編」は別に定める。</p>	<p>第 2 節 計画の性格</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき米子市防災会議が作成する「米子市地域防災計画」である。米子市地域防災計画は、<u>「共通対策計画」、「風水害対策計画」、「震災対策計画」、「津波災害対策計画」、「雪害対策計画」、「海上災害等対策計画」、「航空災害対策計画」、「鉄道災害対策計画」、「道路災害対策計画」、「危険物等災害対策計画」、「大規模火災対策計画」、「林野火災対策計画」</u>「資料・様式編」からなる。</p> <p>なお「原子力災害対策編」は別に定める。</p>																												
P. 2 <共通対策計画> 第1章総則 第3節計画の規定事項	<p style="text-align: center;">地域防災計画の構成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">米子市地域防災計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">I 共通対策計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害予防計画</td> <td style="text-align: center;">災害応急対策計画</td> <td style="text-align: center;">災害復旧計画</td> <td style="text-align: center;">受援計画</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">〔自然災害〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">II 風水害対策計画</td> <td style="text-align: center;">III 震災対策計画</td> <td style="text-align: center;">IV 津波災害対策計画</td> <td style="text-align: center;">V 雪害対策計画</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">〔事故災害〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">VI 海上災害等対策計画</td> <td style="text-align: center;">VII 航空災害対策計画</td> <td style="text-align: center;">VIII 鉄道災害対策計画</td> <td style="text-align: center;">IX 道路災害対策計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">X 危険物等災害対策計画</td> <td style="text-align: center;">XI 大規模火災対策計画</td> <td style="text-align: center;">XII 林野火災対策計画</td> <td></td> </tr> </table> </div>	I 共通対策計画				災害予防計画	災害応急対策計画	災害復旧計画	受援計画	〔自然災害〕				II 風水害対策計画	III 震災対策計画	IV 津波災害対策計画	V 雪害対策計画	〔事故災害〕				VI 海上災害等対策計画	VII 航空災害対策計画	VIII 鉄道災害対策計画	IX 道路災害対策計画	X 危険物等災害対策計画	XI 大規模火災対策計画	XII 林野火災対策計画		<p>(図を追加)</p>
I 共通対策計画																														
災害予防計画	災害応急対策計画	災害復旧計画	受援計画																											
〔自然災害〕																														
II 風水害対策計画	III 震災対策計画	IV 津波災害対策計画	V 雪害対策計画																											
〔事故災害〕																														
VI 海上災害等対策計画	VII 航空災害対策計画	VIII 鉄道災害対策計画	IX 道路災害対策計画																											
X 危険物等災害対策計画	XI 大規模火災対策計画	XII 林野火災対策計画																												

項 目	修 正 案	修 正 前
<p>P. 2 <共通対策計画> 第1章 総則 第4節 計画の基本方針</p>	<p>【順番を入れ替え小見出しを追加、文章の修正はなし】 <u><関係法令の遵守></u> (1) 関係法例を遵守した計画の策定、対策の実施を行う。 <u><役割の明示と連携・協力の推進></u> (2) 「自らの安全は自らが守る」との観点から市民・事業所の役割を明示する。 (3) 市、県、防災関係機関及び住民の連携を推進する。 (4) 防災関係機関相互の協力体制を推進強化する。 (5) 各項目に関し、责任担当部署、必要な措置及び連携について明示する。 <u><被害の最小化></u> (6) 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づく災害対策を推進する。 (7) 被害を最小限に食い止めるための予防対策、災害発生時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な防災計画の確立を図る。 (8) 女性及び高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の多様な視点を生かした対策の推進を図る。 具体的には、次に掲げる項目に基づき、実施体制の整備及び対策の推進に努めるものとする。 ア 実施体制について、どちらか一方の性別に偏ることなく、両性の意見が十分反映できる構成とすること。 イ 意思決定、住民ニーズの把握を行う場合は、対象となる被災者についてどちらか一方の性別に偏ることなく、被災者の声、意見、要望などを十分反映すること。 ウ 災害時の応急対策や避難所等での救援対策について、病気や障害の有無、性別による違いなどを十分反映した対策とすること。</p>	<p>(1) 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づく災害対策を推進する。 (2) 「自らの安全は自らが守る」との観点から市民・事業所の役割を明示する。 (3) 市、県、防災関係機関及び住民の連携を推進する。 (4) 防災関係機関相互の協力体制を推進強化する。 (5) 被害を最小限に食い止めるための予防対策、災害発生時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な防災計画の確立を図る。 (6) 各項目に関し、责任担当部署、必要な措置及び連携について明示する。 (7) 女性及び高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の多様な視点を生かした対策の推進を図る。 具体的には、次に掲げる項目に基づき、実施体制の整備及び対策の推進に努めるものとする。 ア 実施体制について、どちらか一方の性別に偏ることなく、両性の意見が十分反映できる構成とすること。 イ 意思決定、住民ニーズの把握を行う場合は、対象となる被災者についてどちらか一方の性別に偏ることなく、被災者の声、意見、要望などを十分反映すること。 ウ 災害時の応急対策や避難所等での救援対策について、病気や障害の有無、性別による違いなどを十分反映した対策とすること。 (8) 関係法例を遵守した計画の策定、対策の実施を行う。</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
P. 1 3 <共通対策計画> 第1章 総則 第7節 計画の基本方針	<p>【順番を入れ替え小見出しを追加、文章の修正はなし】</p> <p><災害に備えた各家庭での取組></p> <p>ア 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。</p> <p>イ 家の中で危険なところを確認しておく。(家屋の耐震診断や改修、家具等の固定などの安全対策をする)</p> <p>ウ 平常時から各自のニーズに配慮した最低3日分(推奨1週間)の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備を行う。(特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。)</p> <p>また、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備等をしておくこととし、万が一、災害時にペットの行方がわからなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>エ 家族一人ひとりの役割を話し合っておくこと。</p> <p><災害に備えた活動への参加と協力></p> <p>オ 災害に強いまちづくり、災害に強い人づくりのために、地域において相互に協力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織を結成し、その活動に参加する。 ・ 消防団に参加する。 ・ 防災訓練や研修会に参加する。 ・ 救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。 ・ 地域における要配慮者の把握に努め、災害時の避難体制の構築に努める。 ・ 情報の収集・伝達、住民の避難誘導に協力する。 ・ 異常があれば、すぐに関係機関に通報する。 <p>カ その他県、市が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に協力し、自己の生命、身体及び財産の確保に努めること。</p> <p><災害に関する情報収集と事前確認></p> <p>キ 日頃から災害時における避難方法、安全な避難経路、避難場所や連絡方法などを確認しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市が発出する避難情報の意味を理解し、避難勧告等が発出されたときのとるべき行動を確認しておく。 ・ 様々な条件下(家屋、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動を確認しておく。 <p>ク 防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。(浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険</p>	<p>ア 災害に強いまちづくり、災害に強い人づくりのために、地域において相互に協力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織を結成し、その活動に参加する。 ・ 消防団に参加する。 ・ 防災訓練や研修会に参加する。 ・ 救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。 ・ 地域における要配慮者の把握に努め、災害時の避難体制の構築に努める。 ・ 情報の収集・伝達、住民の避難誘導に協力する。 ・ 異常があれば、すぐに関係機関に通報する。 <p>イ 平常時から各自のニーズに配慮した最低3日分(推奨1週間)の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備を行う。(特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。)</p> <p>また、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備等をしておくこととし、万が一、災害時にペットの行方がわからなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>ウ その他県、市が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に協力し、自己の生命、身体及び財産の確保に努めること。</p> <p>エ 日頃から災害時における避難方法、安全な避難経路、避難場所や連絡方法などを確認しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市が発出する避難情報の意味を理解し、避難勧告等が発出されたときのとるべき行動を確認しておく。 ・ 様々な条件下(家屋、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動を確認しておく。 <p>オ 家の中で危険なところを確認しておく。(家屋の耐震診断や改修、家具等の固定などの安全対策をする)</p> <p>カ 防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。(浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など)</p> <p>キ 気象、地震・津波災害等の基礎知識を習得しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米子市の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震・津波災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。 ・ 気象等の特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報並びに緊急地震速報、津波警報等の発表に適切な行動が

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p>度など)</p> <p>ケ 気象、地震・津波災害等の基礎知識を習得しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 米子市の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震・津波災害等の発生危険性の基礎知識を習得する。 気象等の特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報並びに緊急地震速報、津波警報等の発表に適切な行動が取れるよう発表内容の意味を理解し、とるべき行動を確認しておく。 <p>コ 災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。</p> <p>サ 県、市やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。特に、夜間等に災害が発生するおそれがあるような場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難勧告等の情報を入手できるようにしておく。</p> <p><u><災害時の行動></u></p> <p>シ 災害時には危険な場所に近づかないこと。また、危険が迫ってきたら市長の発出する避難勧告等により、または自ら自主的に避難する。</p> <p>ス 初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。</p> <p>セ 家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。(被災建築物の応急危険度判定)</p> <p>ソ 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。</p> <p>タ 定められた場所に安全に避難する。(切迫している時は、緊急的な避難行動をとる。)</p> <p>チ 避難は、自家用車は使わず、原則徒歩で行う。</p>	<p>取れるよう発表内容の意味を理解し、とるべき行動を確認しておく。</p> <p>ク 災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。</p> <p>ケ 家族一人ひとりの役割を話し合っておくこと。</p> <p>コ 県、市やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。特に、夜間等に災害が発生するおそれがあるような場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難勧告等の情報を入手できるようにしておく。</p> <p>サ 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。</p> <p>シ 災害時には危険な場所に近づかないこと。また、危険が迫ってきたら市長の発出する避難勧告等により、または自ら自主的に避難する。</p> <p>ス 初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。</p> <p>セ 家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。(被災建築物の応急危険度判定)</p> <p>ソ 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。</p> <p>タ 定められた場所に安全に避難する。(切迫している時は、緊急的な避難行動をとる。)</p> <p>チ 避難は、自家用車は使わず、原則徒歩で行う。</p>
<p>P. 50</p> <p><共通対策計画></p> <p>第2章</p> <p>災害予防計画</p> <p>第12節</p> <p>自主防災組織</p> <p>整備計画</p>	<p><u>(3) 自主防災組織の活動の充実と活性化を図るため、地区単位(公民館単位)での自主防災連合組織の結成を促進するものとし、市は、地域の特性を考慮しながら、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備強化に努めるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
P. 6 6 <共通対策計画> 第 2 章 災害予防計画 第 2 1 節 ボランティア 受入体制の 整備計画	<p><u>(4) 災害時においては、ボランティア活動の調整と支援を行う災害ボランティアセンターを設置するものとし、運営等について予め関係機関と調整を行い必要な事項を定めておくこととする。</u></p> <p>(4.5) 県及び市は、行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア等と連携し、災害時における防災ボランティア活動（受入れや調整を行う体制、活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供等）について、意見交換を行う情報共有会議を整備するとともに、研修や訓練を通じて体制強化に努める。</p> <p>(5.6) 県及び市は、国と協力し、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、災害ボランティア活動時の連携が円滑に図られるよう努める。</p>	<p>(新設)</p> <p>(4) 県及び市は、行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア等と連携し、災害時における防災ボランティア活動（受入れや調整を行う体制、活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供等）について、意見交換を行う情報共有会議を整備するとともに、研修や訓練を通じて体制強化に努める。</p> <p>(5) 県及び市は、国と協力し、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、災害ボランティア活動時の連携が円滑に図られるよう努める。</p>
P. 7 2 <共通対策計画> 第 3 章 災害応急対策計画 第 3 節 組織計画	<p>米子市災害（水防）対策本部組織編成図</p> <p>(班名称の変更は計画全般に及んでおり、全箇所修正を行っている)</p>	<p>米子市災害（水防）対策本部組織編成図</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
P. 117 <共通対策計画> 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難受入れ計画	<p><u>タ 避難所における感染症対策の徹底（体調不良者のための別室の活用、避難者の健康状態の適宜確認（受付時、避難生活時）、避難所内の十分な換気の実施、避難者同士が十分な距離をとること等）</u></p>	<p>（新設）</p>
P. 118 <共通対策計画> 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難受入れ計画	<p>4 避難指示等の発令体制の整備</p> <p>(1) 避難指示等についての事前周知</p> <p>ア 市は、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、住民に対して、避難指示等の意味及び発令時に取るべき行動並びに避難行動の種類などについて、ホームページや各種の広報媒体により、日頃から十分な周知を図るものとする。</p> <p>また、市は、住民それぞれの居住地域にどのような災害の危険があり、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図るものとする。</p> <p>イ 市は、避難指示等を発令する際には、居住者等が、自らがとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難指示等に対応する警戒レベルを用いて発令する。</p> <p>(避難勧告・指示関係の変更は計画全般に及んでおり、全箇所修正を行っている)</p>	<p>4 避難勧告等の発令体制の整備</p> <p>(1) 避難勧告等についての事前周知</p> <p>ア 市は、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、住民に対して、避難勧告等の意味及び発令時に取るべき行動並びに避難行動の種類などについて、ホームページや各種の広報媒体により、日頃から十分な周知を図るものとする。</p> <p>また、市は、住民それぞれの居住地域にどのような災害の危険があり、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図るものとする。</p> <p>イ 市は、避難勧告等を発令する際には、居住者等が、自らがとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難勧告等に対応する警戒レベルを用いて発令する。</p>

項 目	修 正 案				修 正 前					
	情報 の種類	警戒 レベル	発令時の状況	住民がとるべき行動	情報 の種類	警戒 レベル	発令時の状況	住民がとるべき行動		
P. 119 ＜共通対策計画＞ 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難受入れ計画	高齢者等 避難	警戒 レベル3	災害のおそれ あり	○危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等避難を完了させるのに 時間を要する在宅又は施設利用者の 高齢者及び障害のある人等、及びそ の人の避難を支援する者は危険な場 所から避難（立退き避難又は屋内安 全確保）する。 これ以外の人も地域の状況に応 じ、早めの避難が望ましい場所の居 住者等は、このタイミングで自主的 に避難することが望ましい。	避難 準備・高 齢者等 避難開 始	警戒 レベル3	避難行動要支援者 等、特に避難行動に時 間を要する者が避難 行動を開始しなければ ならない段階。人的被 害の発生する可能 性が高まった状況	避難行動要支援者等、特に 避難行動に時間を要する者 は、計画された避難場所への 立ち退き避難を開始（避難支 援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等と の連絡、非常用持出品の用意 等、立ち退き避難の準備を開 始		
				避難 指示 (緊急)	警戒 レベル4				通常の避難行動が できる者が避難行動 を開始しなければなら ない段階。人的被害 の発生する可能性が 明らかに高まった状 況	通常の避難行動ができる 者は、計画された避難場所等 への立ち退き避難の行動を 開始
				警戒 レベル5	○命の危険あり、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き 避難することがかえって危険である 場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、 本行動を安全にとることができると は限らず、また本行動をとったとし ても身の安全を確保できるとは限ら ない。				・前兆現象の発生 や、現在の切迫した 状況 ・人的被害の発生す る危険性が非常に 高いと判断された 状況 ・堤防の隣接地等、 地域の特性等から 人的被害の発生す る危険性が非常に 高いと判断された 状況	避難勧告等の発令後で立 ち退き避難中の住民は、確実 な立ち退き避難を直ちに完 了 未だ立ち退き避難をして いない対象住民は、直ちに立 ち退き避難を行うとともに、 その暇がない場合は生命を 守る最低限の行動（下表ii） 参照）
	避難 指示	警戒 レベル4	災害のおそれ 高い	○危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退 き避難又は屋内安全確保）する。	災害 発生情報	警戒 レベル5	既に災害が発生して いる状況	命を守るための最善の行 動をとる 市が災害発生を確実に把 握できるものではないため、 災害が発生した場合に必ず 発令されるものではないこ とに留意する		
	緊急安全 確保	警戒 レベル5	災害発生又は 切迫 (必ず発令さ れる情報で はない)	○命の危険あり、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き 避難することがかえって危険である 場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、 本行動を安全にとることができると は限らず、また本行動をとったとし ても身の安全を確保できるとは限ら ない。						

項 目	修 正 案	修 正 前
P.127 <共通対策計画> 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難受入れ計画	8 避難指示等発令の留意事項 (1) 市長は、前記の基準を参考として、気象状況等を総合的に判断した上で、避難指示等を発令するものとする。ただし、基準に達していない場合であっても、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難指示等を発令するものとする。 (2) 法令による避難の実施責任者は、 <u>災害による危険が切迫している場合は、直ちに避難の指示を発して避難させるものとする。</u> (3) 避難の指示を発してもなお徹底しない場合は、警察官の措置（警察官職務執行法第4条）により、避難させるものとする。 (4) 夜間の避難は危険を伴うため、極力日没前に避難が完了できるよう早期の発令に努めるものとする。 (5) 市は、県、指定行政機関、指定地方行政機関に対し、避難指示の対象地域、判断時期について、適時適切に助言を求めるものとする。	8 避難勧告等発令の留意事項 (1) 市長は、前記の基準を参考として、気象状況等を総合的に判断した上で、避難勧告等を発令するものとする。ただし、基準に達していない場合であっても、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難勧告等を発令するものとする。 (2) 法令による避難の実施責任者は、 <u>災害が発生した場合又は発生するおそれがある場に勧告を発し、自発的な避難を促すものとする。</u> (3) <u>可能な限り避難の勧告を発するものとするが、災害による危険が切迫している場合は、直ちに避難の指示を発して避難させるものとする。</u> (4) 避難の指示を発してもなお徹底しない場合は、警察官の措置（警察官職務執行法第4条）により、避難させるものとする。 ※ 「勧告」と「指示」の相違は、 <u>被害の危険の切迫する度合いに対応している。「指示」は、「勧告」よりも拘束力が強いものと一般的に受け止められることを期待して発表する。</u> (5) 夜間の避難は危険を伴うため、極力日没前に避難が完了できるよう早期の発令に努めるものとする。 (6) 市は、県、指定行政機関、指定地方行政機関に対し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期について、適時適切に助言を求めるものとする。
P.129 <共通対策計画> 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難受入れ計画	エ 避難指示に当たっては、事態の進捗に応じて、緊急性や危機感が住民に正しく伝わり、避難行動を起こすきっかけとなるよう、首長による呼びかけや命令口調での伝達、わかりやすい表現での伝達を行うなど工夫するものとする。 <u>また、避難の際に安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等への避難（分散避難）も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味も含めて伝達に努めるものとする。</u>	エ 避難 <u>勧告・指示（緊急）</u> に当たっては、事態の進捗に応じて、緊急性や危機感が住民に正しく伝わり、避難行動を起こすきっかけとなるよう、首長による呼びかけや命令口調での伝達、わかりやすい表現での伝達を行うなど工夫するものとする。

項 目	修 正 案	修 正 前
P.137 <共通対策計画> 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難受入れ計画	<p>1.6 避難に係る感染症対策の強化</p> <p>(1) 避難所での対策</p> <p>ア 避難所での感染症対策 <u>新型コロナウイルス感染症流行時には、感染をおそれ避難を躊躇することがないように、以下の点について留意して避難所での感染症対策を徹底するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 体調不良者のための別室の活用</u> <u>(イ) 避難者の健康状態の適宜確認（受付時、避難生活時）</u> <u>(ウ) 避難所内の十分な換気の実施</u> <u>(エ) 避難者同士が十分な距離をとる</u></p> <p>イ 感染症対策用品の整備 <u>市は、以下の感染症対策用品の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 非接触型体温計、消毒液、サージカルマスクなどの体調不良者対応用品</u> <u>(イ) 段ボールベッド、プライベートテントなどの飛沫感染防止用品</u> <u>(ウ) 体温計、足踏み式ごみ箱などの衛生環境対策用品</u></p> <p>ウ 避難所の確保 <u>市は、新型コロナウイルス等感染症流行時には、避難者の受入が不足するおそれがあるため、可能な限り多くの避難所を確保するものとする。</u></p> <p>(2) 住民への普及啓発等 <u>市は、住民に対して、避難時に係る感染症対策防止のための知識等の普及啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>ア 避難する前 <u>(ア) 住民一人ひとりが、自身の健康状態を確認するとともに、既に体調不良の場合は市に事前相談すること</u> <u>(イ) 安全が確保されている近隣の親戚・知人宅への分散避難も検討すること</u> <u>(ウ) 可能な限り、必要な備蓄品は持参すること（食料・水、マスクなど）</u></p> <p>イ 避難時の受付 <u>住民一人ひとりが、自身の健康状態を申告すること</u></p> <p>ウ 避難所での生活期間中 <u>(ア) 基本的な衛生対策を徹底すること（マスク着用、手洗い、咳エチケットなど）</u> <u>(イ) 避難者同士が十分な距離をとること（概ね2m）</u> <u>(ウ) 体調不良の場合は、避難所運営責任者当に報告すること</u></p>	<p>(新設)</p>

項 目	修 正 案	修 正 前																														
P. 174 <共通対策計画> 第3章 災害応急対策計画 第17節 清掃計画	<p><u>(5) マンホールトイレの活用</u></p> <p><u>ア 地震等による大規模災害の発生時は、多人数の避難者が見込まれる避難所において、仮設トイレの設置までの間に深刻なトイレ不足が見込まれるためマンホールトイレを整備するものとする。</u></p> <p><u>イ 災害の状況に応じてマンホールトイレを活用しつつ、早期の仮設トイレの設置や既存トイレの復旧を行うものとする。</u></p> <p>(6) 既存トイレの早期復旧 使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする。(水引き後、間もなくのくみ取り収集等)</p> <p>(7) 平常収集時・処理体制への移行 し尿処理施設の復旧状況及び今後の復旧計画について関係機関と協議し、平常時収集体制への移行時期を決定する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(5) 既存トイレの早期復旧 使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする。(水引き後、間もなくのくみ取り収集等)</p> <p>(6) 平常収集時・処理体制への移行 し尿処理施設の復旧状況及び今後の復旧計画について関係機関と協議し、平常時収集体制への移行時期を決定する。</p>																														
P. 197 <共通対策計画> 第3章 災害応急対策計画 第24節 災害ボランティア受入れ計画	<p><u>ウ 災害ボランティアセンターの運営について、あらかじめ関係機関とも調整を行い、役割分担等詳細について定めておくこととする。</u></p>	<p>(新設)</p>																														
P. 208 <共通対策計画> 第3章 災害応急対策計画 第26節 水防計画	<p>《図を修正》</p>	<p>【図の修正】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険レベル</th> <th>予報の種類</th> <th>標題</th> <th>水位の名称</th> <th>市町村・住民に求める行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td><氾濫発生></td> <td>・通行遅れた住民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td></td> <td>氾濫危険情報 (危険水位)</td> <td>氾濫危険水位</td> <td>・住民の避難完了</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td></td> <td>氾濫警戒情報 (特別警戒水位)</td> <td>避難判断水位</td> <td>・状況によっては、市町村の避難指示の発令 ・市町村の避難準備等の発令の目安</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報 (警戒水位)</td> <td>氾濫注意水位</td> <td>・市町村の避難準備情報発令の目安 ・水防団出動</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>(発表なし)</td> <td>(発表なし)</td> <td>水防団待機水位 (通報水位)</td> <td>・水防団待機 (通報水位)</td> </tr> </tbody> </table>	危険レベル	予報の種類	標題	水位の名称	市町村・住民に求める行動等	レベル5	洪水警報	氾濫発生情報	<氾濫発生>	・通行遅れた住民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導	レベル4		氾濫危険情報 (危険水位)	氾濫危険水位	・住民の避難完了	レベル3		氾濫警戒情報 (特別警戒水位)	避難判断水位	・状況によっては、市町村の避難指示の発令 ・市町村の避難準備等の発令の目安	レベル2	洪水注意報	氾濫注意情報 (警戒水位)	氾濫注意水位	・市町村の避難準備情報発令の目安 ・水防団出動	レベル1	(発表なし)	(発表なし)	水防団待機水位 (通報水位)	・水防団待機 (通報水位)
危険レベル	予報の種類	標題	水位の名称	市町村・住民に求める行動等																												
レベル5	洪水警報	氾濫発生情報	<氾濫発生>	・通行遅れた住民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導																												
レベル4		氾濫危険情報 (危険水位)	氾濫危険水位	・住民の避難完了																												
レベル3		氾濫警戒情報 (特別警戒水位)	避難判断水位	・状況によっては、市町村の避難指示の発令 ・市町村の避難準備等の発令の目安																												
レベル2	洪水注意報	氾濫注意情報 (警戒水位)	氾濫注意水位	・市町村の避難準備情報発令の目安 ・水防団出動																												
レベル1	(発表なし)	(発表なし)	水防団待機水位 (通報水位)	・水防団待機 (通報水位)																												

項 目	修 正 案					修 正 前				
P. 247 <共通対策計画> 第4章 災害復旧計画 第5節 被災者等の生活 再建等の支援	5 半壊世帯の居宅に代わる住宅（市内に設置されるものに限る、賃貸住宅にあっては、市長が定めるものに限る。）の建設又は購入	3年	半壊世帯のうち、 <u>※国支援金の支給対象とならないもの</u> <u>の世帯主又は当該居宅の所有者</u> （市長が定めるものに限る。）	2年	100万円 （単数世帯については、75万円）	5 半壊世帯の居宅に代わる住宅（市内に設置されるものに限る、賃貸住宅にあっては、市長が定めるものに限る。）の建設又は購入	3年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が定めるものに限る。）	2年	100万円 （単数世帯については、75万円）
	6 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費（100万円（単数世帯については、75万円）を限度とする。）	6 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費（100万円（単数世帯については、75万円）を限度とする。）
	<u>7 一部損壊世帯の居宅に代わる住宅（市内に設置されるものに限る、賃貸住宅にあっては、市長が定めるものに限る。）の建設又は購入</u>	<u>3年</u>	<u>一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が定めるものに限る。）</u>	<u>2年</u>	<u>30万円</u>	(新設)				
P. 249 <共通対策計画> 第4章 災害復旧計画 第5節 被災者等の生活 再建等の支援	<u>6 被災者の生活復興支援</u> <u>被災者一人ひとりに必要な支援を行うためには、生活状況にあわせた様々な支援策を講じることが必要となるため、計画的な生活復興が行えるよう、県をはじめ関係機関等と連携して支援を行うものとする。</u>					(新設)				